

やまがた地域・経済レポート

山形県みらい企画創造部
統計企画課

2022.12 No.4

国勢調査からみる 山形県の世帯構造の変化とその影響

本県の世帯数は、世帯規模の縮小傾向によってこれまで増加してきましたが、今後は減少に転じると推計されています。また、世帯構造に関しても、これまで多かった「夫婦と子供から成る世帯」や「3世代世帯」に代わり、「単独世帯」や「夫婦のみの世帯」が主体となっていくと予想されています。

このような世帯構造の変化が本県に与える影響について、私達の生活に欠かせない存在である『自動車』と『住宅』の面から考察していきます。

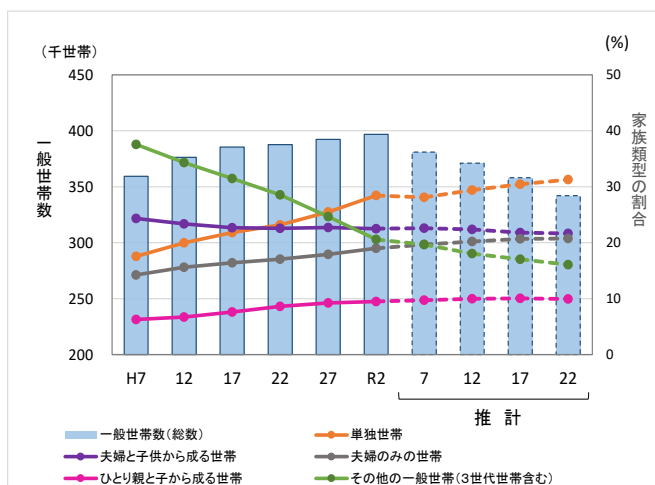
世帯構造の変化

本県の人口は、昭和25年の135万7千人をピークに減少に転じ、令和2年国勢調査結果では、106万8千人となっています。一方、世帯数については、世帯規模の縮小傾向により図1のとおり堅調に増加しており、令和2年の一般世帯¹総数は39万7千世帯と、前回調査に比べて1.1%増加しました。しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」とする。）の将来推計によると、令和22年には一般世帯総数は34万2千世帯と、令和2年比で13.8%減少する見込みとなっています。

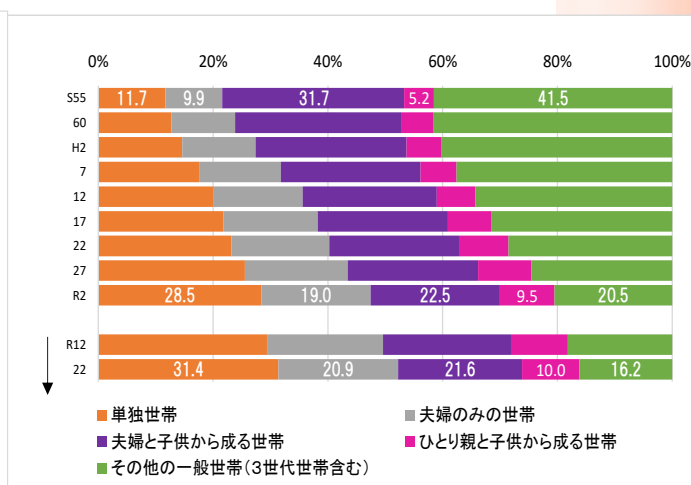
併せて、家族類型も大きく変化しており、昭和55年では「夫婦と子供から成る世帯」が31.7%、3世代世帯を含む「その他の一般世帯」が41.5%と多くを占めていましたが、「単独世帯」及び「夫婦のみの世帯」の割合が年々増加しており、令和2年にはこの2類型で5割を超える推計となっています（図2）。

平成31年公表の社人研の推計では、令和2年の本県の単独世帯数は10万4千世帯に

（図1）【山形県】一般世帯数と家族類型割合の推移



（図2）【山形県】一般世帯に占める家族類型割合の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」
社人研「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019年推計）

¹ 一般世帯：国勢調査では世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。「一般世帯」は住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者などが該当し、本県では総世帯の99.7%を一般世帯が占めている。（令和2年国勢調査結果）

なると見込まれていましたが、令和2年国勢調査の結果では約11万3千世帯となっており、推計を上回って単独世帯が増加しています。

単独世帯が増加している背景を、世帯主の年代別寄与度²から見てみると、10～20代の単独世帯は平成7年では増加に大きく寄与していたのに対し、平成17、22年では減少に寄与しています。また、平成22年からの単独世帯増加に関しては、60代以上の世帯の増加が寄与していることがわかります（図3）。

一般世帯全体における世帯主年齢別の構成をみても、昭和60年では世帯主が30代～50代の世帯が63.1%を占めていましたが、令和2年では37.2%と大幅に減少しています。一方、60代以上が世帯主の世帯は、昭和60年では約3割でしたが、その後は着実に増加し、令和2年では半数を超えており、年齢層が逆転しています（図4）。

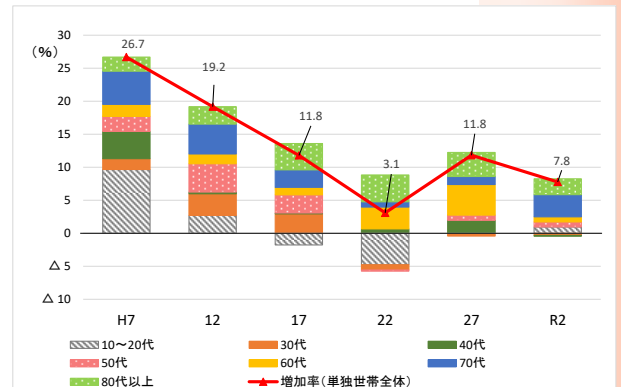
表1は、社人研の推計において、一般世帯総数に占める世帯主65歳以上の割合が、令和22年までに過半数を占めると予想されている都道府県を抜き出したものです。これによると、秋田県が最も早く5割を超え、令和22年には本県を含む10県が50%を超える推計となっています。

令和22年は、第2次ベビーブーム（昭和46～49年）の間に生まれた団塊ジュニア世代が65歳以上となり、その頃には「高齢者」の定義³やイメージが、今とは全く違ったものとなっている可能性はありますが、少なくとも現在の世帯構造とは違ったものになっていることが予想されます。

世帯構造の変化によって影響を受けるもの

このような世帯構造の変化は、社会保障制度や地域コミュニティなど様々な分野に影響を与えることが予想されますが、私たちの生活に欠かせない存在である「自動車」と「住宅」への影響を考えてみます。

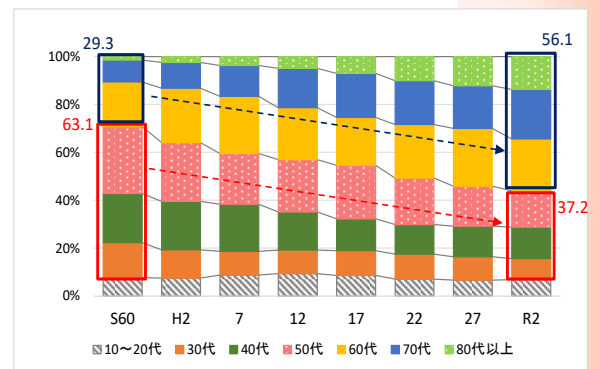
（図3）【山形県】単独世帯増加率の世帯主年代別寄与度



資料：総務省統計局「国勢調査」

〔注〕世帯主が年齢不詳の世帯は総数に含めていない(図4も同じ)。

（図4）【山形県】一般世帯・世帯主年齢別割合の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」

（表1）世帯主が65歳以上の世帯割合
〔対一般世帯総数〕（単位：％）

年	R2	R12	R22
全国	36.4	39.7	44.2
青森県	44.3	49.3	53.6
岩手県	43.2	46.8	50.1
秋田県	49.1	54.2	57.1
山形県	45.2	48.9	50.9
福島県	40.7	47.2	51.2
山梨県	40.6	46.4	51.9
奈良県	43.2	45.6	50.3
和歌山県	45.4	46.8	50.1
高知県	45.4	47.9	50.6
鹿児島県	42.4	48.6	50.5

← 推計 →

資料：総務省統計局「国勢調査」

社人研「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」(2019年推計)

² 寄与度：統計値の変化に対して各構成要素（この場合は各年代）がどれだけ影響（寄与）しているかを表すもの。

³ 世界保健機関(WHO)の定義では、65歳以上の人を「高齢者」としている。

①自動車への影響

はじめに、自動車の保有に関する現状をみていきます。

図5は、1世帯あたり乗用車保有台数⁴が多い5都道府県を示したのですが、本県は1.75台であり、全国で3番目に高い数値となっています。本県は表2及び3のとおり、1世帯あたりの人員が2.61人、3世代同居率が13.9%と、いずれも全国1位となっており、同様に1世帯あたりの保有台数が多い福井県や富山県も、表2及び3で上位に入っています。

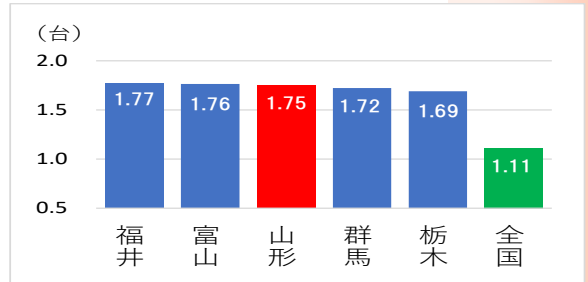
図6は県内の乗用車保有台数と一般世帯数の推移を示したものです。乗用車保有台数は軽自動車の普及に伴い、平成12年頃までは世帯数の伸び率を大幅に上回って増加していましたが、平成22年以降は世帯数と自動車保有台数の増加率が同程度で推移しています。

図7は、運転免許の自主返納件数を時系列で表したのですが、自主返納件数は増加傾向にあり、その多くが75歳以上となっています。また、都道府県別の運転免許返納率（75歳以上）⁵では、公共交通機関の利便性が高い首都圏において免許返納率が高い傾向がある中、本県は5.2%となり、全国でも14番目の返納率となっています（図8）。（全国平均は5.0%）

世帯人員が多い本県であっても、先に述べたように、今後は世帯の縮小化や高齢化が進みます。人々が自動車を所有する背景には、就業形態や交通インフラの整備状況など様々なことが考えられますが、単身高齢者の増加や運転免許自主返納の広がりなどによって、今後は自動車を持たない世帯が増えていくものと考えられます。

資料：警察庁「運転免許統計」→

（図5）1世帯あたり乗用車保有台数（上位5県）



資料：（一財）自動車検査登録情報協会「都道府県別・車種別保有台数」（令和3年3月末現在）
総務省統計局「令和2年国勢調査」

（表2）1世帯あたり人員が多い5県

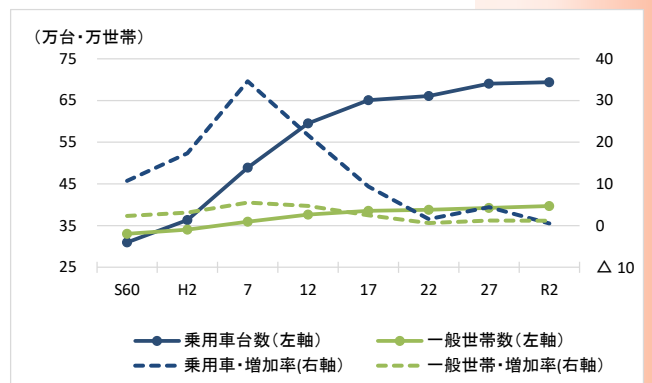
順位	都道府県	人員 (単位:人)
1	山形県	2.61
2	福井県	2.57
3	佐賀県	2.51
4	富山県	2.50
5	岐阜県	2.49
(参考)	全国	2.21

（表3）3世代同居率が高い5県

順位	都道府県	率 (単位:%)
1	山形県	13.9
2	福井県	11.5
3	新潟県	10.5
4	秋田県	10.3
5	富山県	10.2
(参考)	全国	4.2

資料：総務省統計局「令和2年国勢調査」

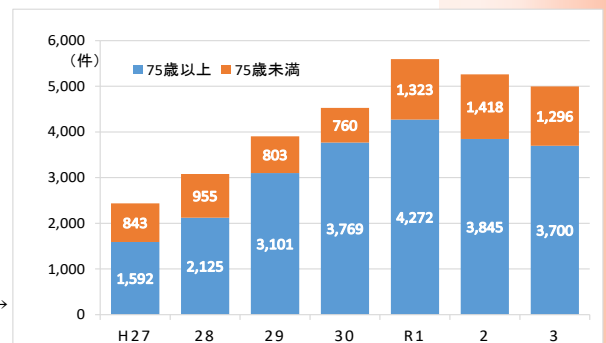
（図6）【山形県】乗用車保有台数・一般世帯数の推移



資料：（一財）自動車検査登録情報協会「都道府県別・車種別保有台数」（国勢調査実施年度の3月末時の台数）、総務省統計局「国勢調査」

〔注〕乗用車と世帯数の増加率は5年前との比較

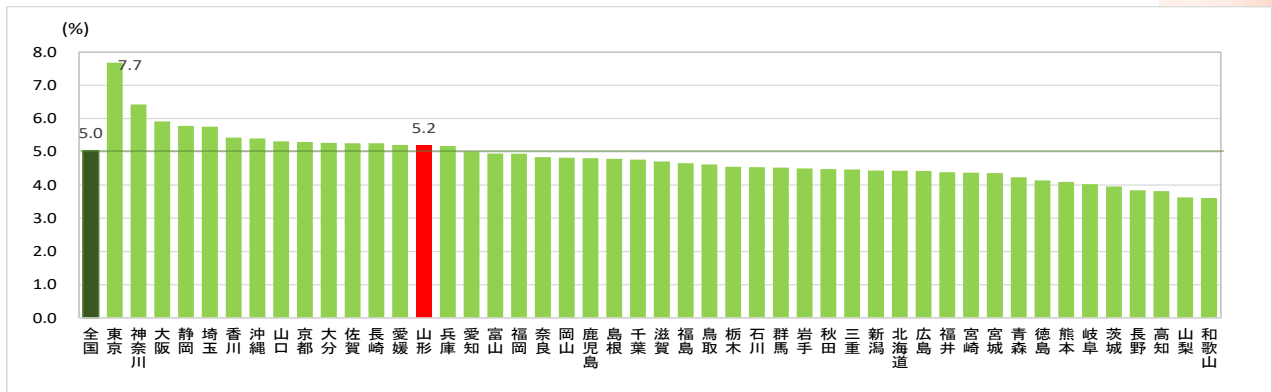
（図7）【山形県】運転免許自主返納（申請取消）件数



⁴ 令和3年3月末現在の乗用車保有台数（一般社団法人自動車検査登録情報協会公表、軽自動車を含む）を一般世帯数（令和2年国勢調査結果）で除して算出している。

⁵ 運転免許の自主返納（申請取消）件数（75歳以上）を運転免許保有者数（第一種及び第二種の計、75歳以上）で除して算出している。

(図8) 令和2年 都道府県別・運転免許の自主返納率 (75歳以上)



資料：警察庁「運転免許統計」

現在、自動車の購入だけではなく、サブスクリプション（定額制）やカーシェアリングといったサービス形態が全国的に広がりつつあり、家計の状況や利用頻度に応じた利用が可能となっています。

自動車メーカーでは、運転に対する不安解消や事故防止のため、車の安全性能の向上や自動運転技術の開発に取り組んでいますが、それでもなお、運転免許の返納を検討している人や返納した人にとっては、車以外の移動手段の確保が必要となります。

各自治体や交通事業者では、地域の高齢者や学生などの交通の利便性向上を目指し、コミュニティバスやデマンドタクシーを運用しているほか、キャッシュレスといったデジタル化への対応など、様々な取り組みを行っています。今後こういった動きが一層進み、地域住民の生活支援や外出機会の創出につながることを期待されます。

②住宅への影響

次に、世帯構造の変化が「住宅」に与える影響を考えてみます。

令和2年国勢調査結果によると、本県の持ち家率（住宅に住む一般世帯のうち、持ち家に住む割合）は74.8%で、全国3位と高い水準となっています（表4）。

また、平成30年住宅・土地統計調査の結果では、持ち家の1住宅あたり延べ面積（160.9㎡）も他県に比べ大きく、全国3位となっています（表5）。

その背景として、図9で世帯構造との関係性をみてみると、3世代同居率が高い県は、持ち家の1住宅あたり延べ面積も大きくなる傾向にあることが分かります。（相関係数は0.9069です⁶。）

資料：総務省統計局「令和2年国勢調査」→「平成30年住宅・土地統計調査」

(表4) 持ち家率が高い5県

順位	都道府県	(単位: %)
1	秋田県	77.6
2	富山県	76.6
3	山形県	74.8
4	新潟県	74.2
5	和歌山県	74.2
(参考)	全国	61.4

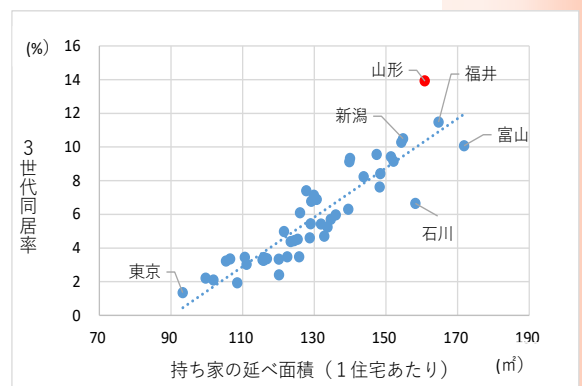
資料：総務省統計局「令和2年国勢調査」

(表5) 持ち家1住宅あたりの延べ面積が大きい5県

順位	都道府県	(単位: ㎡)
1	富山県	171.8
2	福井県	164.7
3	山形県	160.9
4	石川県	158.2
5	新潟県	154.8
(参考)	全国	119.9

資料：総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」

(図9) 持ち家住宅の延べ面積と3世代同居率の散布図 (都道府県)



⁶ 相関係数：2種類のデータの関係性を表す指標。係数が1（-1）に近いほど2種類のデータの関係性が強く、0に近いほど関係性が弱い。

家の広さは、居住する人数との関係が強いことから、今後、単独世帯や夫婦のみの世帯が増えれば、必要とする家の広さがコンパクトになってくることが予想されます。

次に、持ち家に居住する世帯を年代別に傾向をみていきます。

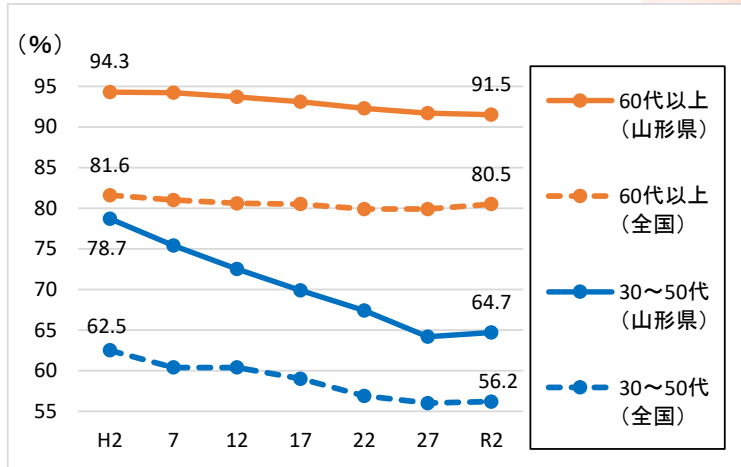
図 10 は、持ち家率を、世帯主が 60 代以上と 30～50 代に分けて時系列で表したものです。どちらの年代も、本県は全国に比べ持ち家率は高く推移してきましたが、特に 30～50 代の持ち家率が減少傾向となっており、平成 2 年の 78.7% から令和 2 年には 64.7% へと、14 ポイント低下しています。

住宅に関する人々の意識に関する「住生活総合調査」の全国結果によると、借家に居住する世帯の今後の居住形態の意向は、平成 15 年では「持ち家」への住み替えを考えている世帯が最も多くなっていましたが、平成 30 年では「借家」と回答した割合が「持ち家」を上回っています（図 11）。

また、持ち家へ住み替えの意向がある借家世帯に対し、「新築」か「中古」のどちらがよいかへの回答では、平成 15 年では「新築」が最も多く約 7 割となっていました。平成 30 年では過半数を占めるようになりました（図 12）。持ち家や新築住宅にこだわらない意識の変化がみられます。

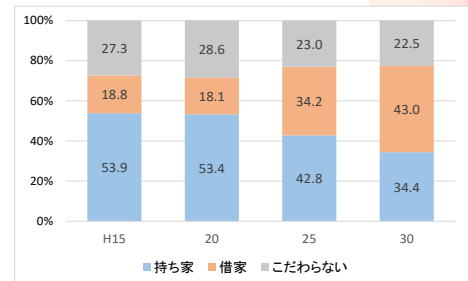
さらに、同調査の高齢者夫婦世帯（家計を主に支える者が 65 歳以上）に対し、高齢期に求める子との住まい方（距離）への回答をみると、子と同居又は同一敷地内に住みたいとする回答が、平成 20 年から 30 年にかけて減少した一方で、「特にこだわらない」とする回答が 10.5 ポイント増えており、高齢期の住まいに対する考え方も変化がみられます（図 13）。

（図 10）【山形県・全国】世帯主年代別 持ち家率の推移

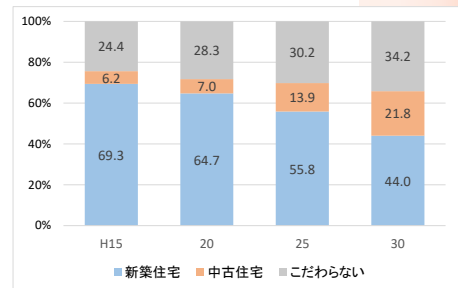


資料：総務省統計局「国勢調査」

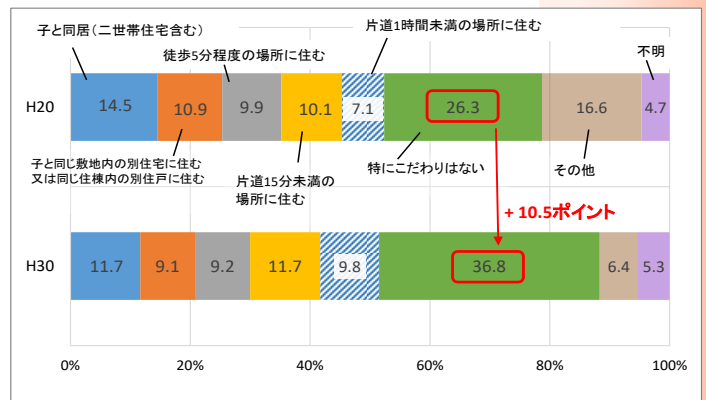
（図 11）【全国・借家世帯】今後の居住形態に関する意向



（図 12）【全国・借家世帯】持ち家へ住み替え後の居住形態の意向



（図 13）【全国】高齢期における子との住まい方の希望（夫婦・家計を主に支える者が 65 歳以上 ※注）

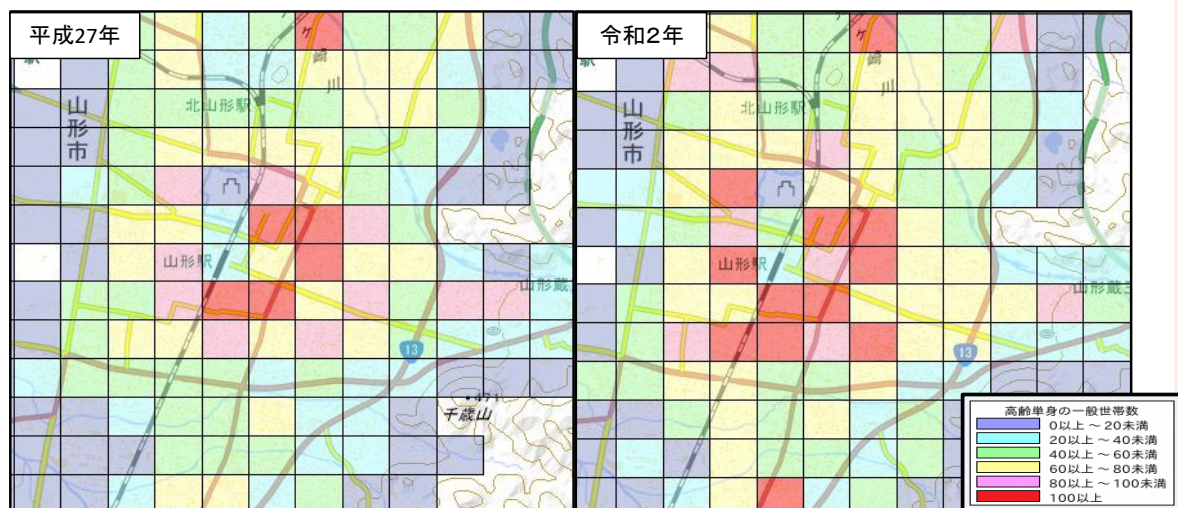


資料：国土交通省「住生活総合調査」(図 11～13)

〔注〕図 13 では「子はいない」と回答した夫婦を総数から除いて割合を算出した。また、H20 と H30 で選択肢の表現が一部変化しているため、H30 の表現に揃えて集計した。

図 14 は、統計地理情報システムを使い、平成 27 年及び令和 2 年国勢調査の結果から、山形市中心部における高齢単身世帯（一般世帯）の分布状況を地図で示したものです。高齢単身世帯数が 100 世帯以上の区域（500m 四方）を赤色で示したところ、平成 27 年に比べて令和 2 年では、中心市街地において赤色の区域が多くなっています。背景として、既存世帯の高齢化や単身化も考えられますが、山形市の中心市街地ではマンション建設が近年相次いでおり、高齢者が利便性を求めて街なかへ住み替えを進めていることも要因の一つとして推測されます。

（図 14）【山形市中心部周辺】高齢単身世帯の分布（平成 27 年、令和 2 年国勢調査結果）500m メッシュ



資料：「政府統計の総合窓口（e-Stat）」の「統計地理情報システム」により山形県統計企画課作成

3 世代同居世帯の減少や住まいに関する意識の変化の中で、世帯人員の規模にあった住宅への住み替え、リノベーション、または建て替え等が進む可能性があり、今後は既存住宅を空き家にする事なく、いかに有効に活用していくかが一層重要になりそうです。

おわりに

以上を総括しますと、世帯数の減少や世帯の高齢化、単身世帯の増加により、

- ・ 今後は自動車を持たない世帯が増え、車以外の移動手段の必要性が高まる
- ・ 特に高齢者世帯に関しては、自動車を手放して公共交通機関を利用しながら生活するといったニーズが増すことも想定され、その場合、郊外から街なかへの住み替え、集住が進む
- ・ 世帯が必要とする住宅の広さがコンパクトになり、住まいに対する意識の変化もある中で、住み替え、リノベーション、建て替え等が進む

といったことが予想されます。

世帯構造の変化をマイナス面だけで捉えるのではなく、自動車の利用形態や住環境が一人ひとりの意向に沿ったものとなるよう、利便性向上や新規ビジネス創出の機会として捉えていく必要があると考えます。

やまがた地域・経済レポート

発行 山形県みらい企画創造部 統計企画課
〒990-8570 山形県山形市松波 2 丁目 8-1 山形県庁 7 階
TEL : 023-630-2180 FAX : 023-630-2185

やまがた地域・経済レポート

山形県みらい企画創造部
統計企画課

2023.2 No.5

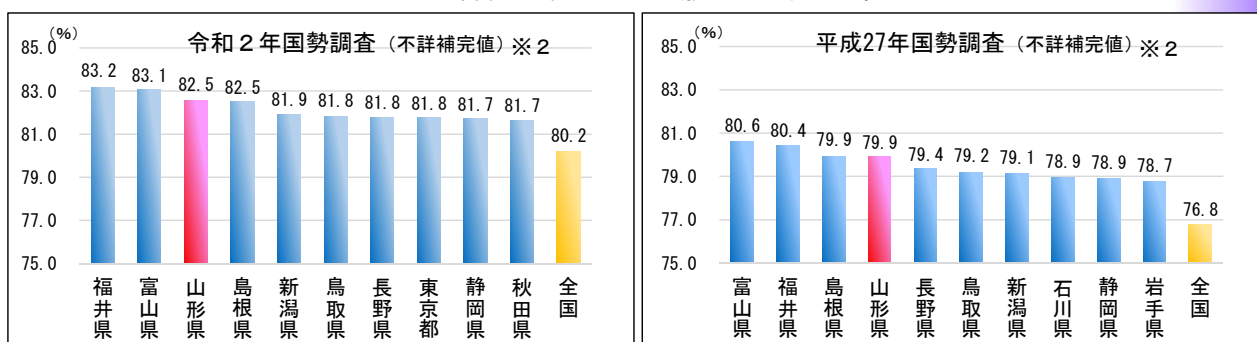
国勢調査からみる本県高齢者の就業状況

少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中においては、働く意欲のある高齢者の力がますます必要となっていきます。令和3年4月1日に改正高年齢者雇用安定法が施行され、65歳から70歳までの就業機会の確保が事業者の努力義務とされましたが、山形県の高齢者（特に65歳から69歳まで）の就業状況はどうなっているのでしょうか？「令和2年国勢調査：就業状態等基本集計」のデータを基に考察していきます。

高齢者（65～69歳）の労働力率

「やまがた地域・経済レポート No.1」では、山形県の生産年齢（15～64歳）の労働力率※1（平成27年国勢調査）が全国第4位と高い水準にあることを述べました。最新の令和2年国勢調査でもその傾向は継続しており、山形県の労働力率は全国第3位と引き続き高い水準を維持しております（図1）。

図1 労働力率（15～64歳） 上位10県



総務省：国勢調査（平成27年、令和2年）不詳補完結果 ※2 より

労働力率は全体的に平成27年の値よりも令和2年の方が高くなっていますが、これは、主に60～64歳の労働力率が大きく上昇したことによるものです（図2、3）。要因としては、高年齢者雇用安定法における高年齢者雇用確保措置の義務化※3により、65歳

※1 労働力率

「労働力人口（就業者と完全失業者を合わせた人口）／15歳以上県人口」で表される率。この率が高いほど労働に従事している（従事する意欲がある）人が多い。

※2 不詳補完値・不詳補完結果

総務省統計局では、国勢調査の集計にあたり、結果利用者の利便性向上を図るため、年齢や労働力状態などの主な項目の集計結果に含まれる「不詳」をあん分等によって補完した「不詳補完値」を算出しており、これらをまとめた統計表：「不詳補完結果」を参考表として提供している。

※3 高年齢者雇用安定法における高年齢者雇用確保措置の義務化

事業主に対して、65歳までの雇用機会を確保するため、①65歳までの定年引上げ、②65歳までの継続雇用制度の導入、③定年廃止 のいずれかを講ずることを義務付け。原則、希望者全員に適用されるが、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年4月まで段階的に引き上げることが可能（経過措置）。

までの希望者の働く機会が増えたことや、人手不足による影響などが考えられます。

図2 年齢（5歳階級）別労働力率
（15～64歳）・山形県

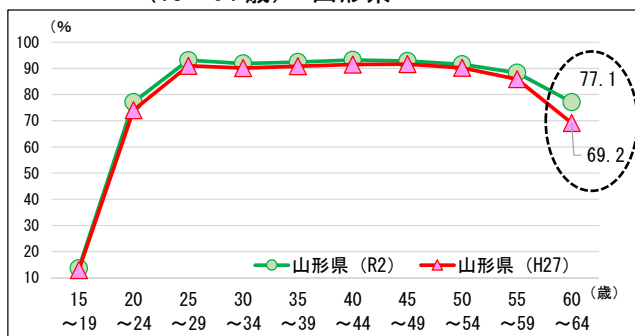
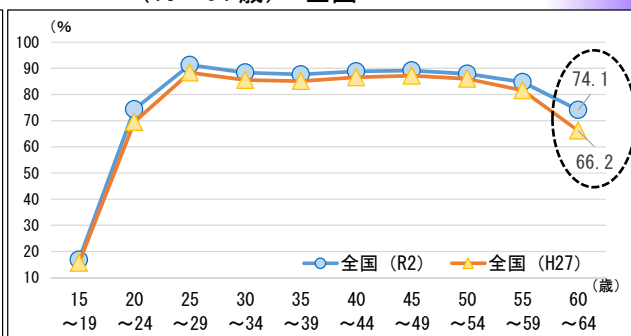


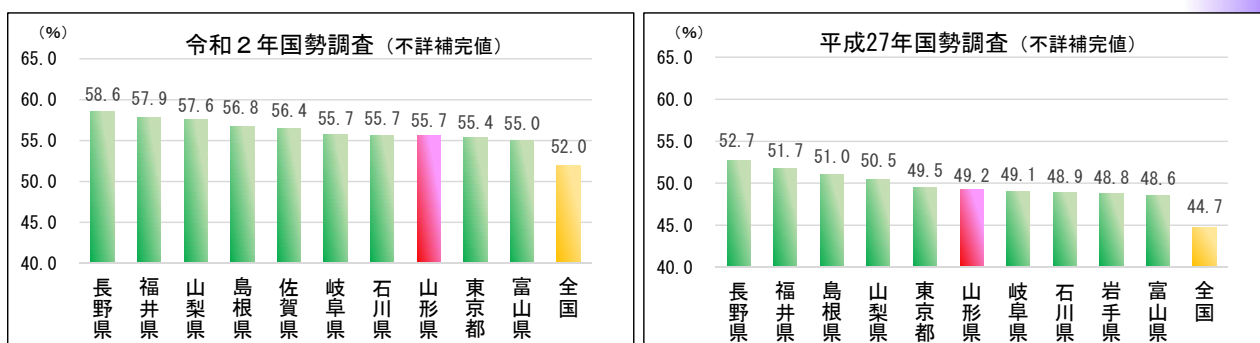
図3 年齢（5歳階級）別労働力率
（15～64歳）・全国



総務省：国勢調査（平成27年、令和2年）不詳補完結果 より

次に、改正高年齢者雇用安定法において、就業機会を確保することが努力義務となる65～69歳の状況を見てみます。令和2年は改正高年齢者雇用安定法の施行前となりますが、それでも、65～69歳の労働力率は全体的に上昇しており、高齢者の就業機会が増加していることがわかります（図4）。

図4 労働力率（65～69歳） 上位10県



総務省：国勢調査（平成27年、令和2年）不詳補完結果 より

なお、山形県の65～69歳の労働力率は、平成27年国勢調査では全国6位、令和2年国勢調査では全国8位と、生産年齢（15～64歳）よりも順位を落としてはいるものの、高い水準にあります。このことから、本県においては、65～69歳の高齢者の就業機会は比較的確保されているようにも思われます。

生涯現役～自営業関係者が支える労働力率～

65～69歳の就業状況について、もう少し深掘りしていきます。

図5は就業者を従業上の地位の面から比較したものです。「雇用者」と「役員」を合わせた割合について、山形県の65～69歳は約62%となっていますが、全国は約74%と山形県よりも約12ポイント高くなっています。反対に、「業主」※4や「家族従業者」※5

※4 業主

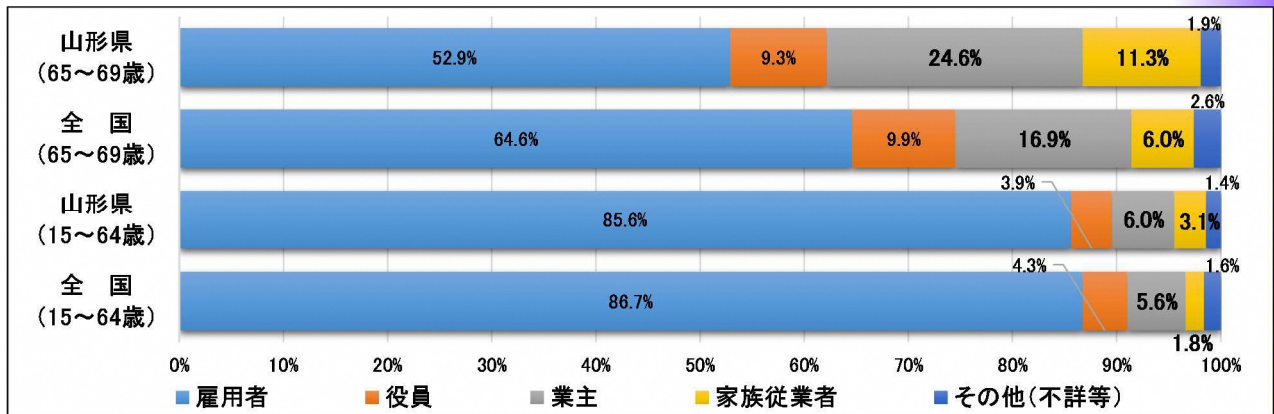
国勢調査における「雇入のある業主」と「雇入のない業主」をあわせたもの。個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士など

※5 家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

といった、いわゆる自営業関係者の割合は、山形県は約 36%、全国は約 23%と、山形県の方が約 13 ポイント高くなっており、山形県の 65～69 歳の就業者には、自営業関係者の方が相対的に多いという特徴があることがわかります。生産年齢人口（15～64 歳）の就業者内訳でも、全国に比べて山形県の「雇用者」と「役員」の割合が低く、「業主」と「家族従業者」の割合が高いことから、65～69 歳においても同様の傾向が続いていると考えられます。（ただし、65 歳以降は定年による雇用者の退職が多くなる一方、「役員」や自営業の方々には定年がなく、65 歳以降もそのまま働き続ける方が多いため、割合は大きく変化しています。）

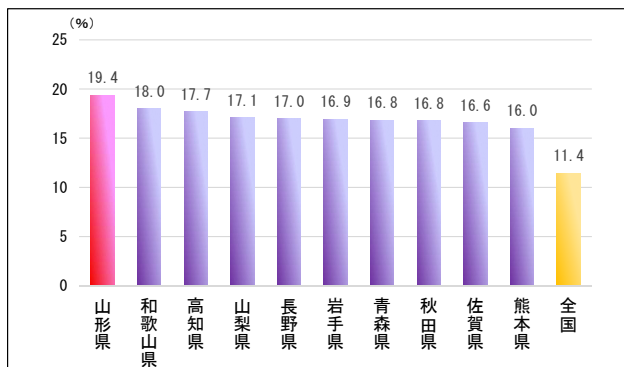
図 5 就業者の内訳（従業上の地位）



総務省：国勢調査（令和 2 年） より

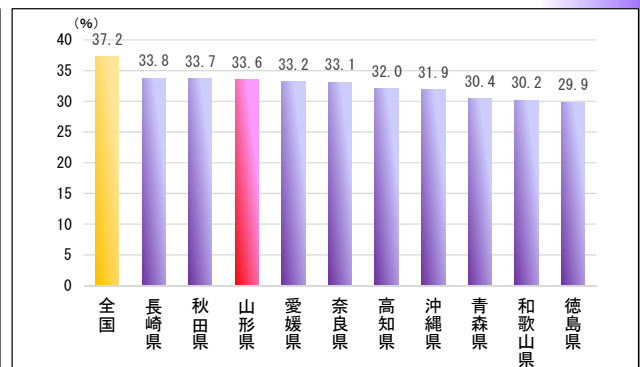
山形県の「業主」「家族従業者」「雇用者」の水準をもう少し詳細に調べるために、人口に占める割合で比較してみます。図 6 は 65～69 歳人口に占める「業主」及び「家族従業者」の割合を、図 7 は 65～69 歳人口に占める「雇用者（役員含み）」の割合を都道府県ごとに比較したグラフです。山形県の 65～69 歳人口に占める「業主」と「家族従業者」を合わせた割合が 19.4%と全国 1 位であるのに対し、「雇用者（役員含み）」の割合は 33.6%と全国を下回っており、順位も 40 位と低くなっています。これらのことから、山形県の 65～69 歳の労働力率が高い水準にあるのは、「業主」や「家族従業者」などの自営業関係者の割合が高いためである、ということが言えると思います。

図 6 65～69 歳人口に占める「業主」及び「家族従業者」の割合 上位 10 県



総務省：国勢調査（令和 2 年） より

図 7 65～69 歳人口に占める「雇用者（役員含み）」の割合 下位 10 県



総務省：国勢調査（令和 2 年） より

セカンドライフは農業者？～山形県民の退職後の職業事情～

では、なぜ山形県は自営業関係者の割合が高いのでしょうか。山形県の「業主」と「家族従業者」について、もう少し詳細に調べてみます。

表1は、65～69歳の「業主」と「家族従業者」を職業別に分類したのですが、全国と山形県では、「農林漁業従事者」の割合が大きく異なっていることがわかります。このことから、山形県の65～69歳の就業者において、自営業関係者（「業主」及び「家族従業者」）の割合が相対的に高くなっているのは、「農林漁業従事者」が多いためである、という構図が見えてきます。

なお、山形県は、そもそも就業者（15～64歳）に占める「農林漁業従事者」（業主・家族従業者）の割合が高くなっているため、65～69歳においてもその傾向が続いているようです（表2）。

表1 「業主」及び「家族従業者」（65～69歳）の内訳（職業）

	山形県	全国
管理的職業従事者	0.7%	0.9%
専門的・技術的職業従事者	5.8%	12.9%
事務従事者	3.4%	5.5%
販売従事者	6.7%	10.4%
サービス職業従事者	10.8%	12.9%
保安職業従事者	0.2%	0.2%
農林漁業従事者	50.8%	29.0%
生産工程従事者	7.1%	8.6%
輸送・機械運転従事者	0.6%	1.7%
建設・採掘従事者	7.7%	9.6%
運搬・清掃・包装等従事者	3.4%	4.5%
分類不能の職業	2.6%	3.8%

総務省：国勢調査（令和2年）より

※四捨五入の関係で、足し合わせても100%にならない場合がある。

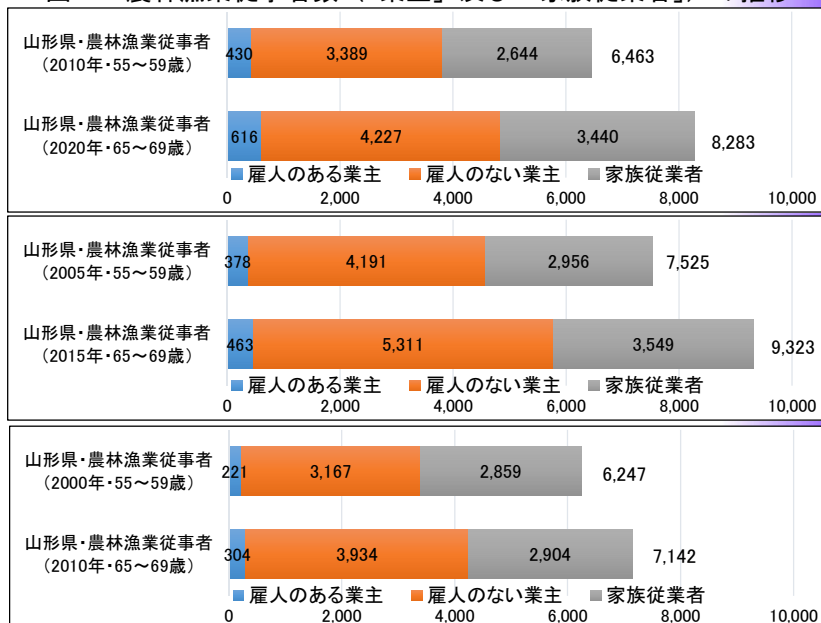
表2 就業者に占める農林漁業従事者（業主・家族従業者）の割合（15～64歳）

	山形県	全国順位
H12	6.3%	7位
H17	5.6%	7位
H22	5.0%	6位
H27	4.0%	6位
R2	2.9%	7位

総務省：国勢調査より

他にも、65～69歳の自営業関係者の割合が高い理由として、退職後に農業等を行う方がいる、ということが影響しているのではないかと思います。例えば、兼業農家の方が、退職を機に農業のみに専念するようなケースや、退職を機に他県から移住して農業等を始める、というようなケースです。図8は国勢調査の各年次における65～69歳時

図8 農林漁業従事者数（「業主」及び「家族従業者」）の推移



総務省：国勢調査より

の「農林漁業従事者」（「業主」「家族従業者」）と、その10年前の55～59歳時とを比較したグラフですが、いずれも55～59歳時より65～69歳時の方が「農林漁業従事者」は増えています。前述したような「退職後に農業等に従事する高齢者」が一定数いるためであると思われます。

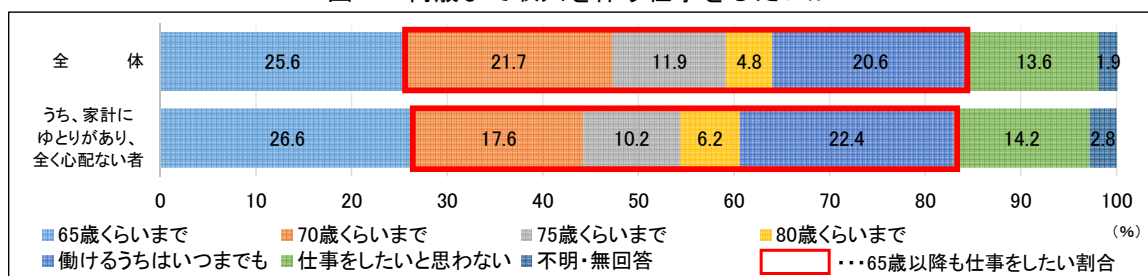
以上のことをまとめますと、

- ・令和2年国勢調査における山形県の65～69歳の労働力率は、15～64歳と同様、全国でも高い水準にある。内訳をみると、自営業者の割合が高く、雇用者の就業割合は全国平均を下回っている。自営業者は定年がなく、高齢になってもそのまま働き続けている方が多いため、労働力率の上昇に寄与している。
- ・山形県の自営業者（65～69歳）の中では「農林漁業従事者」の割合が高い。これは、そもそも就業者（15～64歳）に占める「農林漁業従事者」の割合が高いため。また、退職後に農業等に従事する高齢者が一定数いることも影響していると推測される。ということになると思われます。

働けるうちはいつまでも～本県産業を支える高齢者～

内閣府が行った調査では、高齢者の約6割が65歳以降も仕事をしたいと回答しており、高齢者も高い就労意欲を持っている様子がうかがえます。また、仕事についても、単に「収入」を得るためだけではなく、「仕事がおもしろい・自分の知識・能力を生かせる」「仕事を通じて友人や仲間を得ることができる」「働くのは体によい」等、様々な観点からプラスに捉えているようです（図9、10）。このような、意欲のある高齢者は、労働力の面でも、長年培ってきた技術・知識の若年労働者への継承の面からも、今後の本県経済を担う重要な一翼になるものと考えます。

図9 何歳まで収入を伴う仕事をしたいか

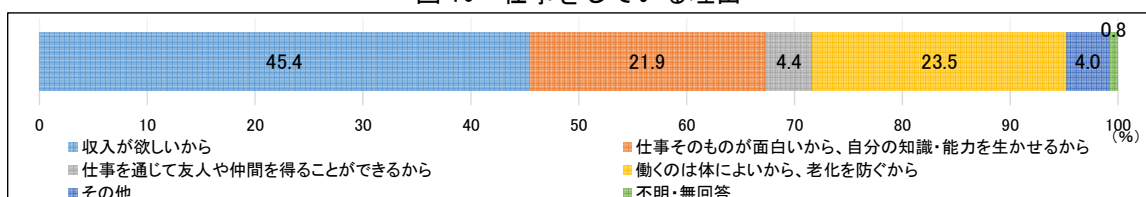


内閣府：高齢者の経済生活に関する調査（令和元年度）より

※調査対象は、全国の60歳以上の男女

※四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

図10 仕事をしている理由

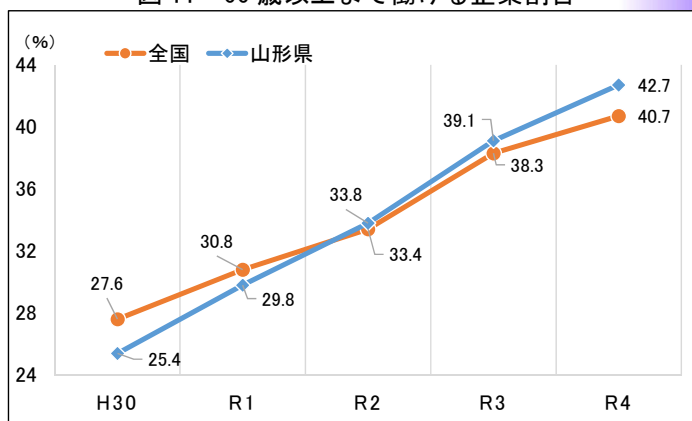


内閣府：高齢者の経済生活に関する調査（令和元年度）より

企業もこのような意欲ある高齢者の就業機会を拡大させております。図 11 は希望者全員が 66 歳以上まで働ける企業の割合をグラフにしたものです。全国・山形県ともに年々割合が高くなっており、令和 2 年以降は、山形県の割合が全国を上回っております。これまで見てきたとおり、山形県の高齢者の就業については、自営業関係者の割合が大きかったところですが、今後はこのような企業の動きにより、高齢者の雇用機会も徐々に増えてくるものと思われま

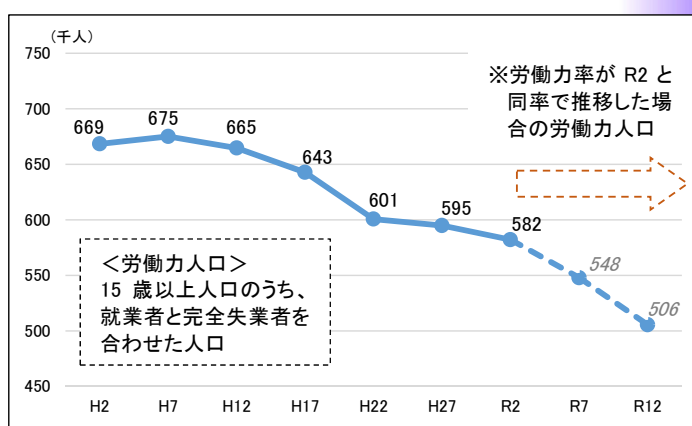
す。少子高齢化を伴う人口減少が進行する中において、経済の活力を維持するためには、年齢や性別に関係なく、就労意欲のある方がその能力を十分に発揮できるようにしていかなければなりません。特に本県は全国を上回る速さで人口減少が進んでいますので、本県産業を支えるための労働力人口の確保は大きな課題です（図 12）。このため、働くことを希望する高齢者がやりがいをもって存分に活躍できる社会を作り上げていくことは、経済の活力維持の面からも、次世代を担う若年労働者の負担軽減の面からも、今後ますます重要になっていくものと考えます。

図 11 66 歳以上まで働ける企業割合



山形労働局：「高齢者の雇用状況」集計結果 より

図 12 労働力人口の将来推計（山形県）



総務省「国勢調査（平成 2 年～令和 2 年）」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 30 年推計）より 統計企画課作成

※R 7 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口に R 2 年国勢調査における労働力率を乗じた推計値

やまがた地域・経済レポート

発行 山形県みらい企画創造部 統計企画課
〒990-8570
山形県山形市松波 2 丁目 8-1 山形県庁 7 階
TEL：023-630-2180 FAX：023-630-2185